

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	国境を越えた役務提供等に対する消費税のあり方の検討				
税 目	消費税				
要 望 の 内 容	<p>現在、海外からのインターネット等を通じた役務提供等は、消費税が課されていない。一方で、同一の役務提供等であっても、国内からの役務提供等には消費税が課税されている現状に鑑み、国境を越えた役務提供等に対する消費税の課税について、内外の競争環境の公平性・中立性を確保する観点から検討を行う必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="874 907 1490 999"> <tr> <td data-bbox="874 907 1220 999">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 907 1490 999">－ 百万円 （－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （－ 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>(2) 施策の必要性</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済政策
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	有 効 性	政策目標の達成状況	
		要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	相 当 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		